

保育施設利用児童を募集

保育施設は、仕事や病気等により、家庭で子どもの保育が出来ない保護者に代わって保育を実施しています。

令和2年4月から保育施設の利用を希望する児童を募集します。

- ▼申込書配布開始日 11月1日(金)
- ▼受付期間 11月18日(月)~12月2日(月)の平日9時~17時
- ▼受付場所 子育て支援課
- ▼申込書配布場所 子育て支援課(先着順ではありません)
- ※市ホームページからもダウントロード可能。

市立幼稚園児を募集

令和2年4月から市立幼稚園の入園を希望する園児を募集します。

▼入園資格 市内在住で次の期間に生まれた方。

- ・1年保育 (5歳児) 平成26年4月2日~平成27年4月1日生まれ
- ・2年保育 (4歳児) 平成27年4月2日~平成28年4月1日生まれ



利用時間

家庭児童相談室のご利用を

児童虐待防止推進月間

11月は「児童虐待防止推進月間」です。

児童虐待に関する相談対応件数は全国的に増加しています。特に子どもの生命が奪われてしまうなどの重大な事件が後を絶たない状況であるため、児童虐待問題は社会全体で解決すべき課題となっています。

△児童虐待とは

本来、子どもを守るべき保護者が子どもの身体や心を傷つけることを言います。子どもへの虐待は大きく4つに分類されていますが、これらが重複していることも少なくありません。

身体的虐待

- ・しつけと称して「たたく」等の暴力行為
- ・家の外に閉め出す 等

心理的虐待

- ・言葉で脅かしたり、無視したりする
- ・子どもの目の前で家族に暴力を振るう(夫婦けんか等) 等

ネグレクト(育児放棄)

- ・子どもを置き去りにする
- ・ご飯を与えない、病院に連れて行かない 等

性的虐待

- ・子どもへの性的な行為
- ・性的行為を見せる 等

△虐待に気づくきっかけ

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- ・子どもに不自然な傷やあざがある・子どもの表情が乏しく、活気がない
- ・子どもが家に帰らなかった

△虐待かも?を通告するのが国民の義務です!

※虐待でなかったとしても通告者に責任はありません
児童相談所全国共通3桁ダイヤル 189

問子育て支援課児童家庭班 0475(70)0331

子ども・家族に関することなら、どんなことでも相談できます。困っていること、心配なことを一人で悩まずにお気軽にご相談ください。
・子育てや子どものしつけに関する事
・ことばが遅い、発達が遅い

など、心身の発達や障害に関する事
・乱暴、友達と遊べない、落ち着きがないなど行動上の問題
・学習障害、不登校、いじめ
など学校生活に関する事
・親子、夫婦、きょうだいなど、子どもにかかる家族関

問家庭児童相談室(子育て)
支援課内

児童扶養手当を受給されている方へ

△11月は児童扶養手当の支払期

11月11日(月)に市から3ヶ月分(8月分~10月分)が指定口座に振り込まれますので、児童扶養手当証書(青色)に記載の金融機関の口座を確認してください。

*8月に提出していただき現況届の内容に基づき、令和2年1月振り込み分から手当額の変更を行なう場合があります。

問子育て支援課児童家庭班 0475(70)0331

●11月30日(土)、12月1日(日)は、就労等により、子どもの保育が出来ない保護者に代わって保育を実施します。

▼利用できる基準 保護者が就労等により、子どもの保育が出来ない方で、保育の必要性の認定を受けた場合。

▼希望施設への入所ができるとは限りません。

▼希望施設の利用の可否を決定

●11月30日(土)、12月1日(日)は、の入所申し込みは、随時申込書の受け付けを行っています。

▼その他 令和2年4月以前の入所申し込みは、随時申込書の受け付けを行っています。

▼認可保育施設 あさひ保育園、大竹保育園、みどりが丘保育園、ありんこ親子保育園、あひる保育園、こなか保育園、白里保育所、増穂保育所

●地域型保育事業 (0歳~2歳までの子どもを保育する定員19人までの施設) 鈴木家庭保育室、チャイルドルーム

キッズ・ラブ、エンジエルハートナーサリー、ありんこの森保育園、きょうりゅうのたまご、増穂小規模保育事業所

季美の森幼稚園(保育園部分)

問子育て支援課保育班 0475(70)0347

学童保育室の利用児童を募集

令和2年4月1日から学童保育室を利用する児童を募集します。

(平日)・授業終了後~19時
(土)・夏休み等~8時~19時
(利用状況により休室となり、他の学童保育室を利用している場合があります)

(祝日・年末年始は休室)

◆申込書の配付受付

◆申込書配布・受付場所 子育て支援課、白里出張所、各学童保育室

※市ホームページからもダウントロード可能。

※先着順ではありません。

※市ホームページからもダウントロード可能。

※学童保育室での申込書の配付

◆申込書配布・受付場所 子育て支援課(平日)9時~17時
(土)12時まで休日受付を実施。

プレミアム付商品券を販売しています

※購入には、対象者に送付された引換券が必要となります。

▶販売価格 1冊4,000円(5,000円分の商品券)

※対象者1人当たり5冊まで購入できます。

▶使用可能店舗 引換券を送付する際に一覧を同封しています。また、市ホームページに掲載しているほか、市役所や市内郵便局でも配布しています。

▶注意点
・商品券や引換券を紛失した場合、再発行はできません。
・商品券の使用期限が過ぎた場合、返金はできません。
・対象者の代理の方などが購入・使用することは可能ですが、第三者への譲渡はできません。

問社会福祉課社会福祉班 0475(70)0330



「かけっこ教室」を開催

市教育委員会主催で、走ることが苦手なお子さん向けに「かけっこ教室」を開催します。かけっこ遊びなどのレクリエーションを通して、楽しくでもらいながら参加してみませんか。

●令和2年度夏休み利用申込の受付期間は、令和2年6月に行なう予定です。
申・問子育て支援課保育班 0475(70)0347

◆対象 市内在住・在学の小学1年生(3年生のお子さん)で、3日間全てに参加できる方
◆会場 市営野球場ほか
◆日時 21日(土)15時~1時間程度
◆募集人数 35人
◆講師 安藤直樹氏(スポーツインストラクター、市内在住)
◆申込方法 市内各公共施設に備え付けのチラシを確認の上、
申・問子育て支援課保育班 0475(70)0347

▼その他 傷害保険は各参加者で加入。定員に達し次第、申し込み締め切り。

FAX 0475(72)5708
申・問大綱白里アリーナ
0475(72)0436